

第114期定時株主総会 招集ご通知



日 時 平成29年6月28日（水曜日）
午前10時

場 所 秋田市山王三丁目2番1号
当行本店10階大会議室

目次

第114期定時株主総会招集ご通知……………	1
(添付書類)	
事業報告……………	3
計算書類……………	30
連結計算書類……………	33
監査報告書……………	35
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件……………	38
第2号議案 株式併合の件……………	39
第3号議案 定款一部変更の件……………	40
第4号議案 取締役11名選任の件……………	42
インターネット等による議決権行使のご案内…	48
株主総会会場ご案内略図	

株式会社 秋田銀行

株 主 各 位

秋田市山王三丁目2番1号

株式会社 秋田銀行

取締役頭取 湊 屋 隆 夫

第114期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第114期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年6月27日（火曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 平成29年6月28日（水曜日） 午前10時

2 場 所 秋田市山王三丁目2番1号
当行本店10階大会議室（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）

3 株主総会の目的事項

- 報告事項 1 第114期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
2 第114期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 株式併合の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役11名選任の件

4 議決権行使について

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

当行指定の議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」(48頁)をご確認ください。

(3) 重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等により複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

(以上)

~~~~~  
 **お願い**

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書とともに会場受付にご提出ください。(なお、代理人の資格は、当行の議決権を有する他の株主1名に限るとさせていただきます。)

**お知らせ**

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、当行の新株予約権等に関する事項、株主資本等変動計算書、個別注記表、連結株主資本等変動計算書および連結注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当行ホームページに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

株主総会参考書類および添付書類に修正すべき事項が生じた場合には、当行ホームページにて、修正後の内容を開示いたします。

当行ホームページ ([https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/kabusiki\\_soukai.htm](https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/kabusiki_soukai.htm))

# 添付書類

## 第114期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで) 事業報告

### 1 当行の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果等

##### a 当行の主要な事業内容、金融経済環境並びに事業の経過及び成果

###### (a) 当行の主要な事業内容

本店営業部のほか支店95か店、出張所1か店、計97か店において、預金業務および貸出業務に加え、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務等を行っております。

###### (b) 金融経済環境

###### ○国内経済環境

当期の前半は、中国をはじめとする新興国経済の減速の影響から輸出や生産面に弱さがみられましたが、後半には米国新政権の経済政策に対する期待感から円安・株高が進み、輸出や設備投資に持ち直しの動きがみられました。公共投資は経済対策の効果が一巡したことにより減少傾向を辿りましたが、住宅投資は貸家の着工が大幅に伸び、増加傾向が続きました。また、雇用や所得環境は改善傾向が続き、個人消費も底堅く推移するなど、景気は緩やかな回復基調が続きました。

###### ○県内経済環境

県内経済は、企業の設備投資が増加しているほか、住宅着工は貸家と分譲住宅が大幅に伸びるなど、景気は総じて緩やかな持ち直しの動きがみられました。産業別では、機械金属は高水準の生産が続きましたが、主力の電子部品・デバイススマートフォン向けの受注が弱含みとなりました。商況については、大型小売店販売が弱含み、自動車販売は全体としては前年を下回ったものの普通車や小型車が堅調に推移しました。この間、雇用・所得環境は改善の動きが続きました。

## ○金融環境

金融面では、新発10年物国債利回りは一時△0.3%近辺まで下落しましたが、日本銀行の「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」政策の導入後は、世界的な金利上昇の波及もありプラス圏で推移しました。日経平均株価は、欧州政治不安により一時15,000円を下回りましたが、その後は国内景気や企業業績の回復期待を背景に19,000円台を回復しました。為替相場においては、世界経済の先行き不透明感の高まりから一時1ドル=100円を超える円高が進行したものの、米国大統領選後は日米の金融政策スタンスの違いが意識され、年度末にかけて1ドル=111円台まで下落しました。

### (c) 事業の経過および成果

以上のような経営環境のもと、当行は10年後の目指すべき姿として「地域経済の質を高めるとともに、住みよい地域社会を創造し、成長し続ける銀行」を掲げ、平成28年度より中期経営計画「《あきぎん》みらいプロジェクト～創りたい未来、守りたい故郷～」をスタートいたしました。地域経済・社会の活性化を牽引し、営業基盤の拡大を通じて当行も持続的に成長する好循環を形成するため、次のような施策に取り組んでまいりました。

#### ○法人のお客さまに対する取組み

事業性評価を重視した取組みとして、平成28年10月に「ビジネスパートナーシッププロジェクト」を開始いたしました。お取引先の企業価値の向上（売上高、営業利益の増加など）を目指し、対話を通じて経営課題を共有し、お取引先と一体となった課題解決に取り組んでおります。

創業支援として、平成29年2月に「創業サポーターズクラブ」を創設し、起業家やベンチャー企業への中長期的な支援体制を強化いたしました。当クラブは、県内で活躍している起業家をサポーターとして組織化し、定期的を開催するセミナーや座談会を通じて起業家の人的ネットワーク形成等をサポートする取組みです。会員に対しては、事業計画の策定や資金調達支援に加え、商談会・ビジネスマッチング機会の提供、課題に対するソリューション提案などを行ってまいります。

海外取引支援として、平成28年10月に当行初の海外拠点となる「台北駐在員事務所」を開設いたしました。これにより、台湾を含む東南アジアや中国本土への進出を検討しているお取引先に対して、より具体的な支援を行うことが可能となりました。平成29年3月には青森銀行、岩手銀行および株式会社フォーバルと合同で「ベトナム商談会・視察 in ホーチミン」を開催し、現地企業とのマッチング支援を実施いたしました。

広域連携による支援として当行、青森銀行、岩手銀行の3行と秋田大学、弘前大学、岩手大学の3大学は、大学が保有する知的財産や研究成果等を地域社会に還元することを目的として、平成28年7月に「ネットビックスプラス」を立ち上げ、連携協定を締結いたしました。本事業は、3大学が持つ研究技術や産業化の可能性のあるビジネスの種を3行のネットワークを通じて地域企業に情報提供することによって、新産業の創出や地域の活性化を目指す新しいビジネススキームです。

観光産業については、平成29年3月に当行、青森銀行、岩手銀行、七十七銀行、山形銀行、東邦銀行の6地方銀行および日本政策投資銀行の7銀行が東北の観光振興に関する連携協定を締結いたしました。各行のネットワークを活用しながら、関連産業の事業化に向けたサポートを進めてまいります。

#### ○個人のお客さまに対する取組み

個人のお客さまの安定的な資産形成を実現するため、資産形成の重要性を広くお伝えするとともに、投資に対する理解促進に取り組んでおります。投資経験のないお客様にも安心してお取引いただくため、当行ホームページ上で簡単な質問にお答えいただくだけで、お客さまに応じたファンドや資産配分の一例をご案内する「ロボアドバイザーサービス」を導入いたしました。加えて、積立投資信託の最低購入金額の引下げや投資信託情報のメール配信サービスを開始いたしました。

秋田県への移住促進を目的として、平成28年8月に秋田県内移住者の住宅取得をサポートする住宅ローン「あきた移住・定住サポート金利」を導入いたしました。また、移住にともなう幅広い資金ニーズに対応できる「移住・定住サポートローン」の取扱いを平成29年4月から開始することにいたしました。

### ○住みよい地域づくりに向けた取組み

平成27年2月に「あきぎんエイジフレンドリーバンク宣言ー長生きする秋田へー」を制定し、年齢を重ねても生き活きと元気に活躍する「長活き」をコンセプトに秋田県を「日本一の長活き県」にすることを目指し、各種施策に取り組んでまいりました。

「学び」を通じ、高齢者の生き活きとした活動、積極的な社会参加を実現していくため、平成28年4月に「あきぎん長活き学校」を開校いたしました。県内各地で開催した授業やセミナーには、延べ1,300人を超える皆さまにご参加いただきました。

また、平成26年8月に高齢者が元気に暮らせるコミュニティと持続可能な地域づくりを目的に「秋田プラチナタウン研究会」を設立し、地域企業や大学、行政機関等とともにヘルスケア産業の創出などの検討を進めてまいりました。当研究会の成果のひとつとして、秋田駅東口において「スポーツ・健康を通じ多世代が元気に暮らせる持続可能な地域づくり」をコンセプトとしたCCRC事業がスタートいたしました。秋田駅周辺に、健康増進を支援する施設が集積することで高齢者を含めた人々の往来が増加し、地域の活性化につながることを期待されます。

このほか、高齢者や障がいのあるお客さまを適切にサポートするため「ユニバーサルマナー資格」の取得に取り組み、すべての営業店に有資格者を配置いたしました。

### ○人材活用・組織

本部における業務プロセスや態勢の見直しを進め、営業部門および戦略部門へ人員の再配置を行っております。

女性の能力の活用や仕事と子育ての両立に取り組んでおり、秋田県から「女性の活躍推進企業表彰」、秋田市から「元気な子どものまちづくり企業最優秀賞」を受賞いたしました。当年度は女性監督職13名を登用し、合計では44名となり、当行の監督職に占める女性の割合は13%を超えております。

### ○店 舗

お客さまの利便性向上、営業基盤の拡大および効率化の観点から店舗ネットワークの整備に取り組んでおります。

当期におきましては、平成28年10月に能代南支店を商業施設に隣接する形で新築移転いたしました。同じく10月に、個人のお客さまを対象として開設した仙台泉中央支店の取扱業務を拡大し、法人のお客さまも対象とするフルバンキング店舗にいたしました。

(d) 主要勘定の状況

○**総預金**

個人、法人、地方公共団体からの預金が増加したことにより、譲渡性預金を含む総預金の期末残高は、前期末比274億円増加し、2兆5,981億円となりました。

期中平均残高は、前期比538億円増加し、2兆6,073億円（譲渡性預金を含む。）となりました。

○**預り資産**

預り資産の残高は、生命保険は増加したものの、公共債、投資信託が減少したことにより、前期末比6億円減少し、2,362億円となりました。

○**貸出金**

事業先、個人および地方公共団体向け貸出金が増加したことにより、貸出金の期末残高は前期末比371億円増加し、1兆6,403億円となりました。

期中平均残高は、前期比568億円増加し、1兆5,990億円となりました。

○**有価証券**

期末残高は、前期末比642億円減少し、9,750億円となりました。

期中平均残高は、前期比142億円増加し、1兆177億円となりました。

○**損益**

経常収益は、国債等債券売却益の減少により、前期比89億1,500万円減少し、421億6,400万円となりました。経常費用は、国債等債券売却損の減少により、54億3,500万円減少し、363億6,400万円となりました。

この結果、経常利益は34億8,000万円減益の58億円となりました。当期純利益は19億1,400万円減益の45億200万円となりました。

○**資本政策**

資本政策におきましては、株主の皆さまへの利益還元をはかるため、平成28年11月から12月にかけて、300万株（取得価額1,129百万円）の自己株式を取得し、12月には同株数の消却を実施いたしました。



**b 対処すべき課題**

当行を取り巻く事業環境は、生産年齢人口の減少等にもなう地域経済の縮小、マイナス金利政策の継続など厳しい状況が続いております。こうした環境下においても、地域金融機関として成長・発展し続けていくためには、お客さまとの信頼関係をより強固なものとし、地域経済の質の向上および営業基盤の拡大に引き続き取り組んでいかなければなりません。

当行では、経営計画に定める諸施策を遂行し、着実に成果をあげていくことで、皆さまに安心してお取引いただけるよう企業価値の向上をはかってまいります。今後とも、地域経済の活性化、地域社会の発展に貢献し、経営理念である「地域共栄」を実現するため、役職員一同全力を尽くしてまいります。皆さまの一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

|                    | 平成25年度        | 平成26年度        | 平成27年度       | 平成28年度        |
|--------------------|---------------|---------------|--------------|---------------|
| 預 金                | 23,634        | 24,397        | 24,255       | 24,574        |
| 定期性預金              | 10,793        | 11,305        | 10,843       | 10,406        |
| その他                | 12,841        | 13,091        | 13,411       | 14,167        |
| 貸 出 金              | 14,963        | 15,492        | 16,032       | 16,403        |
| 個人向け               | 3,442         | 3,510         | 3,580        | 3,711         |
| 中小企業向け             | 4,656         | 4,811         | 4,911        | 4,999         |
| その他                | 6,864         | 7,170         | 7,540        | 7,692         |
| 商品有価証券             | 0             | 0             | 3            | 6             |
| 有 価 証 券            | 10,010        | 10,276        | 10,392       | 9,750         |
| 国 債                | 4,032         | 3,881         | 3,566        | 3,157         |
| その他                | 5,977         | 6,395         | 6,825        | 6,592         |
| 総 資 産              | 27,645        | 28,738        | 29,857       | 29,718        |
| 内 国 為 替 取 扱 高      | 124,160       | 131,265       | 129,550      | 131,835       |
| 外 国 為 替 取 扱 高      | 百万ドル<br>1,314 | 百万ドル<br>1,122 | 百万ドル<br>953  | 百万ドル<br>1,202 |
| 経 常 利 益            | 百万円<br>8,865  | 百万円<br>11,013 | 百万円<br>9,280 | 百万円<br>5,800  |
| 当 期 純 利 益          | 百万円<br>6,186  | 百万円<br>6,706  | 百万円<br>6,416 | 百万円<br>4,502  |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 | 円 銭<br>32.91  | 円 銭<br>36.14  | 円 銭<br>34.94 | 円 銭<br>24.80  |

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 預金には、譲渡性預金は含まれておりません。

3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式を除く。）で除して算出しております。

## (3) 使用人の状況

|             | 当 年 度 末 | 前 年 度 末 |
|-------------|---------|---------|
| 使 用 人 数     | 1,391人  | 1,398人  |
| 平 均 年 齢     | 38年 9月  | 38年 8月  |
| 平 均 勤 続 年 数 | 16年 3月  | 16年 3月  |
| 平 均 給 与 月 額 | 394千円   | 389千円   |

- (注) 1. 平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 使用人数には臨時雇員および嘱託は含まれておりません。  
3. 平均給与月額は、賞与を除く平成29年3月中（前年度は平成28年3月中）の平均給与月額であります。

#### (4) 営業所等の状況

##### イ 営業所数の推移

|     |   |   | 当 年 度 末 |              | 前 年 度 末 |              |
|-----|---|---|---------|--------------|---------|--------------|
| 秋   | 田 | 県 | 81店     | うち出張所<br>(1) | 81店     | うち出張所<br>(1) |
| 北   | 海 | 道 | 2       | (一)          | 2       | (一)          |
| 青   | 森 | 県 | 3       | (一)          | 3       | (一)          |
| 岩   | 手 | 県 | 1       | (一)          | 1       | (一)          |
| 宮   | 城 | 県 | 3       | (一)          | 3       | (一)          |
| 福   | 島 | 県 | 5       | (一)          | 5       | (一)          |
| 新   | 潟 | 県 | 1       | (一)          | 1       | (一)          |
| 東   | 京 | 都 | 1       | (一)          | 1       | (一)          |
| 合 計 |   |   | 97      | (1)          | 97      | (1)          |

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を174か所（前年度末174か所）設置しております。  
また、当年度末において、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を78か所および株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による店舗外現金自動設備を182か所それぞれ設置しております。

##### ロ 当年度新設営業所

当年度において新設営業所は該当ありません。

なお、店舗外現金自動設備については、西馬音内支店端縫いの郷出張所、能代支店いとく能代北店出張所の2か所を新設するとともに、能代南支店いとく能代南店出張所、御所野ニュータウン支店フレスポ御所野出張所の2か所を廃止いたしました。

##### ハ 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

- 二 銀行が営む銀行代理業等の状況  
該当事項はありません。

### (5) 設備投資の状況

#### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

|               |       |
|---------------|-------|
| 設 備 投 資 の 総 額 | 1,297 |
|---------------|-------|

#### ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

| 内 容                      | 金 額 |
|--------------------------|-----|
| 店 舗 の 新 築 ・ 改 修、 設 備 更 新 | 518 |
| ソ フ ト ウ ェ ア の 導 入 ・ 更 新  | 294 |
| 事 務 機 器 等 の 新 設 ・ 更 新    | 256 |
| 現 金 自 動 受 払 機 の 更 新      | 109 |

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ 親会社の状況

該当事項はありません。

### ロ 子会社等の状況

| 会社名                   | 所在地           | 主要業務内容     | 設立年月日      | 資本金   | 当行が有する子会社等の議決権比率 | その他 |
|-----------------------|---------------|------------|------------|-------|------------------|-----|
| 株式会社あきぎんリサーチ&コンサルティング | 秋田市山王三丁目2番1号  | コンサルティング業務 | 平成27年6月26日 | 75百万円 | 100.00%          |     |
| (株)秋田保証サービス           | 秋田市旭北錦町1番42号  | 保証業務       | 昭和54年10月3日 | 420   | 98.04            |     |
| (株)秋田ランドリース           | 秋田市大町二丁目4番44号 | リース業務      | 昭和50年5月29日 | 50    | 5.00             |     |
| (株)秋田ジェーシーピーカード       | 秋田市大町二丁目4番44号 | カード業務      | 昭和61年4月2日  | 50    | 5.00             |     |
| (株)秋田国際カード            | 秋田市大町一丁目3番8号  | カード業務      | 平成2年8月8日   | 50    | 5.00             |     |

(注) 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

### 重要な業務提携の概況

- 1 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
- 2 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む。）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
- 3 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
- 4 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。

- 5 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
- 6 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
- 7 株式会社りそな銀行および株式会社ファミリーマートとの提携（バンクタイムATM）により、秋田県内のコンビニエンスストアの店舗内に設置した、現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。

**(7) 事業譲渡等の状況**

該当事項はありません。

**(8) その他銀行の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### (1) 会社役員の状態

(年度末現在)

| 氏名    | 地位及び担当            | 重要な兼職                         | その他                                                             |
|-------|-------------------|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 湊屋隆夫  | 取締役頭取<br>(代表取締役)  |                               |                                                                 |
| 新谷明弘  | 取締役副頭取<br>(代表取締役) | 秘書室、経営企画部、コンプライアンス統括部および監査部担当 |                                                                 |
| 東海林利夫 | 専務取締役             | 経営管理部、証券国際部、市場運用部および東京事務所担当   |                                                                 |
| 佐々木利幸 | 常務取締役             | 事務本部長<br>事務本部および審査部担当         |                                                                 |
| 高田真千  | 常務取締役             | 営業本部長<br>営業本部担当               |                                                                 |
| 工藤孝徳  | 取締役               | 執行役員審査部長兼企業経営支援室長             |                                                                 |
| 木村仁   | 取締役               | 執行役員営業副本部長                    |                                                                 |
| 半田直樹  | 取締役               | 執行役員経営企画部長兼広報CSR室長            |                                                                 |
| 豊口祐一  | 取締役<br>(社外)       |                               | 豊口法律事務所所長                                                       |
| 諸橋正弘  | 取締役<br>(社外)       |                               |                                                                 |
| 大淵宏見  | 常勤監査役             |                               |                                                                 |
| 小野秀人  | 常勤監査役             |                               |                                                                 |
| 西村紀一郎 | 監査役<br>(社外)       |                               | 株式会社山二<br>代表取締役社長<br>山二施設工業株式会社<br>代表取締役<br>山二建設資材株式会社<br>代表取締役 |
| 北嶋正   | 監査役<br>(社外)       |                               | 株式会社イヤタカ<br>代表取締役社長<br>株式会社プロデュース・プロ<br>代表取締役会長                 |



| (当事業年度中に退任した役員) |            |                                                                    |                       |
|-----------------|------------|--------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 氏名              | 退任時の地位及び担当 | 退任時の重要な兼職                                                          | その他                   |
| 渡邊 靖彦           | 取締役 (社外)   | 秋田中央交通株式会社<br>代表取締役会長<br>秋田中央トランスポート株式会社<br>代表取締役会長<br>秋田商工会議所名誉会頭 | 平成28年8月20日<br>逝去により退任 |

- (注) 1. 取締役豊口祐一および諸橋正弘の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役西村紀一郎および北嶋正の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 取締役豊口祐一および諸橋正弘の両氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

当行の役員報酬は、株主総会決議により定められた報酬等の限度額の範囲内で、役名・在任期間をもとに、取締役については取締役会の決議、監査役については監査役の協議により決定しております。

(単位：百万円)

| 区 分 | 支給人数 | 報酬等      |
|-----|------|----------|
| 取締役 | 12名  | 160 (36) |
| 監査役 | 5名   | 38       |
| 計   | 17名  | 198 (36) |

- (注) 1. 上記の取締役の報酬等の金額には、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額20百万円および株式報酬型ストック・オプション報酬額16百万円を含めており、それらを( )内書きしております。また、上記取締役および監査役の支給人数および報酬等の金額には、平成28年6月28日開催の第113期定時株主総会終結の時をもって退任した2名分(取締役1名、監査役1名)および平成28年8月20日逝去により退任した取締役1名分を含めております。  
 2. 平成18年6月29日開催の第103期定時株主総会決議により定められた報酬等の限度額(使用人としての報酬を除く。)は、取締役が年額173百万円、監査役が年額50百万円であります。また、上記取締役の報酬等の限度額とは別に、平成21年6月26日開催の第106期定時株主総会決議により定められた株式報酬型ストック・オプションとしての取締役(社外取締役を除く。)に対する報酬等の限度額は、年額30百万円であります。

3. 上記のほか、使用人を兼ねている取締役に対して使用人としての報酬32百万円を支給しております。
4. 平成28年8月20日逝去により退任した取締役1名に対し、役員退職慰労金5百万円を支給しております。

### (3) 責任限定契約

当行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当行は、定款の規定に従い、社外取締役である豊口祐一氏および諸橋正弘氏、ならびに社外監査役である西村紀一郎および北嶋正の両氏と、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償責任の限度額とする契約を締結しております。

当事業年度中に退任した社外取締役である渡邊靖彦氏につきましても、退任までの間、責任限定契約を締結しておりました。

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

| 氏名              | 兼職その他の状況                                                   |
|-----------------|------------------------------------------------------------|
| 豊口祐一            | 豊口法律事務所所長                                                  |
| 諸橋正弘            | 該当ありません。                                                   |
| 西村紀一郎           | 株式会社山二代表取締役社長<br>山二施設工業株式会社代表取締役<br>山二建設資材株式会社代表取締役        |
| 北嶋正             | 株式会社イヤタカ代表取締役社長<br>株式会社プロデュース・プロ代表取締役会長                    |
| (当事業年度中に退任した役員) |                                                            |
| 氏名              | 退任時の兼職その他の状況                                               |
| 渡邊靖彦            | 秋田中央交通株式会社代表取締役会長<br>秋田中央トランスポート株式会社代表取締役会長<br>秋田商工会議所名誉会頭 |

- (注) 1. 「兼職その他の状況」には、重要なものを記載しております。  
 2. 上記に掲げる社外役員が業務執行取締役等を兼任している法人等と当行との間には、通常の銀行取引があります。

## (2) 社外役員の主な活動状況

| 氏 名             | 在任期間       | 取締役会への出席状況                               | 取締役会における<br>発言その他の活動状況          |
|-----------------|------------|------------------------------------------|---------------------------------|
| 取締役 豊口 祐一       | 2年9か月      | 当期開催の取締役会14回<br>全てに出席                    | 弁護士としての立場から発言を<br>行っております。      |
| 取締役 諸橋 正弘       | 1年9か月      | 当期開催の取締役会14回<br>全てに出席                    | 会社経営者としての経験と見識<br>から発言を行っております。 |
| 監査役 西村紀一郎       | 4年9か月      | 当期開催の取締役会14回<br>中13回出席、監査役会18<br>回中14回出席 | 会社経営者としての立場から発<br>言を行っております。    |
| 監査役 北嶋 正        | 2年9か月      | 当期開催の取締役会14回<br>中13回出席、監査役会18<br>回中16回出席 | 会社経営者としての立場から発<br>言を行っております。    |
| (当事業年度中に退任した役員) |            |                                          |                                 |
| 氏 名             | 退任時までの在任期間 | 退任時までの取締役会<br>への出席状況                     | 退任時までの取締役会における<br>発言その他の活動状況    |
| 取締役 渡邊 靖彦       | 15年1か月     | 当期開催の取締役会14回<br>のうち在任期間中の5回<br>中2回出席     | 会社経営者としての立場から発<br>言を行ってりました。    |

## (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

|        | 支給人数 | 銀行からの報酬等 | 銀行の親会社等からの報酬等 |
|--------|------|----------|---------------|
| 報酬等の合計 | 5名   | 12 (0)   | —             |

- (注) 1. 上記の支給人数及び報酬等の金額には、平成28年8月20日逝去により退任した社外取締役1名分を含めております。
2. 上記の報酬等の金額には、当事業年度の社外取締役に対する役員賞与引当金繰入額69万円を含めており、それを( )内書きしております。
3. 平成28年8月20日逝去により退任した社外取締役1名に対し、役員退職慰労金5百万円を支給しております。

## (4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

#### 4 当行の株式に関する事項

|           |          |           |
|-----------|----------|-----------|
| (1) 株 式 数 | 発行可能株式総数 | 687,455千株 |
|           | 発行済株式の総数 | 180,936千株 |

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

|             |        |
|-------------|--------|
| (2) 当年度末株主数 | 9,842名 |
|-------------|--------|

#### (3) 大 株 主

当該事業年度の末日において、当行の発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対するその有する株式の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主の持株状況は以下のとおりであります。

| 株主の氏名又は名称                                                                        | 当 行 へ の 出 資 状 況 |         |
|----------------------------------------------------------------------------------|-----------------|---------|
|                                                                                  | 持 株 数 等         | 持 株 比 率 |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社                                                          | 8,046千株         | 4.48%   |
| 損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社                                                  | 6,492           | 3.61    |
| 日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )                                | 6,492           | 3.61    |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                                                              | 6,251           | 3.48    |
| 秋 田 銀 行 職 員 持 株 会                                                                | 5,720           | 3.18    |
| CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO<br>( 常 任 代 理 人 シ テ ィ バ ン ク 銀 行 株 式 会 社 ) | 4,246           | 2.36    |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )                                    | 3,562           | 1.98    |
| 住 友 生 命 保 険 相 互 会 社                                                              | 3,447           | 1.92    |
| CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY<br>( 常 任 代 理 人 シ テ ィ バ ン ク 銀 行 株 式 会 社 )               | 2,783           | 1.55    |
| 清 水 建 設 株 式 会 社                                                                  | 2,621           | 1.46    |

(注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式（1,444,645株）を控除して算出しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

#### (4) その他株式に関する重要な事項

##### (自己株式の取得状況)

平成28年11月22日開催の取締役会において決議した自己株式の取得について、同決議に基づき取得した自己株式の当期の取得状況は以下のとおりであります。

- a 取得した株式の総数  
3,000,000株
- b 株式の取得価額の総額  
1,129,567,000円

##### (参考)

上記取締役会での決議内容

取得する株式の種類

当行普通株式

取得する株式の総数

3,000,000株（上限）

株式の取得価額の総額

1,260,000,000円（上限）

取得する期間

平成28年11月24日から平成28年12月22日

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

| 氏名又は名称                                          | 当該事業年度に係る報酬等 | その他       |
|-------------------------------------------------|--------------|-----------|
| 新日本有限責任監査法人<br>指定有限責任社員 富樫 健一<br>指定有限責任社員 黒木 賢治 | 56           | (注) 1および2 |

(注) 1. 監査役会は、取締役、行内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠などを確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### 2. 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項

当行の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3か月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。なお、同監査法人は平成28年1月29日に金融庁に業務改善計画を提出し、監査品質の向上と課題の抜本的解決のため、ガバナンス機能の強化、組織体制の変更、組織風土の改革、人事制度の改革および監査現場の改革等の施策を実施しております。

3. 当行と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記報酬等の額はこれらの合計額を含めて記載しております。

4. 会計監査人に対し、当行、当行の子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は56百万円であります。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### **(3) 会計監査人に関するその他の事項**

「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により当該監査法人を解任いたします。

また監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められた場合、監査役会の決議により、当該監査法人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## **6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針**

当行では、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、特に定めておりません。



## 7 業務の適正を確保する体制

＜業務の適正を確保するための体制の内容の概要＞

当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、「当行の業務の適正を確保するための体制」（以下、「内部統制システム」という。）の整備について、以下のとおり定めております。

### (1) 当行の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a 取締役および取締役会は、コンプライアンスを経営の重要課題の一つと認識し、銀行の公共的使命と社会的責任等を基本とした企業倫理を構築し、その徹底をはかる。
- b 取締役会は、法令等遵守方針および法令等遵守規程を制定するとともに、コンプライアンスの適切な運営のため、年度ごとのコンプライアンス・プログラムを決定し、コンプライアンス重視の組織風土の醸成・定着に努める。
- c コンプライアンスに関する統括部門として、コンプライアンス統括部を設置し、各部室店には、コンプライアンス責任者・推進者をそれぞれ配置する。また、コンプライアンスに関する重要事項を協議するため、コンプライアンス委員会を設置する。
- d コンプライアンス統括部は、コンプライアンス・プログラムの進捗状況を3か月に1回以上、取締役会、監査役に対して報告する。また、監査部はコンプライアンス統括部と連携のうえ、コンプライアンス態勢について監査を行い、監査部を担当する取締役は、その結果を取締役会へ報告する。
- e 当行の役職員が、法令違反の疑義のある行為等を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス統括部へ報告する。この体制には、コンプライアンス相談窓口のほか、役職員が法令違反の疑義ある行為等を直接通報できる「あきぎんヘルプライン」も含む。
- f 当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、同勢力との取引を遮断するとともに、同勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

### (2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会および常務会等の議事録の他、取締役の職務の執行に係る情報は、文書保存規程に基づき保存、管理する。

### **(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- a 当行の業務に係るリスクについては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクに分類し、統合的リスク管理規程および各リスク管理規程に基づき把握、管理する。
- b リスク管理に関する統括部門として、経営企画部内にリスク統括室を設置する。
- c 各業務に所在するリスクについての管理方針は取締役会において決定する。さらに、各業務に所在するリスクの管理方法および各業務に所在するリスクの状況については、取締役会へ報告する。

### **(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- a 当行の長期的安定成長をはかるため、原則として3か年ごとに向こう3営業年度を対象期間とした中期経営計画および初年度の短期経営計画を策定する。なお、短期経営計画は情勢の変化を勘案し、毎年度見直しを行う。
- b 経営計画は取締役会において決定し、決定された経営計画は行内に周知する。
- c 経営計画の進捗状況については、3か月に1回取締役会に対して報告する。取締役会は、計画および予算の実績報告にもとづいて経営計画実施状況を検討し、必要ある場合はその対応を協議して適切な対策を講ずる。
- d 各部門を担当する取締役は、各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務執行体制を構築する。なお、効率的な業務体制構築にあたっては、職制および分掌規程にもとづき職務の分担を定める。

### **(5) 当行およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- a 当行およびグループ各社における内部統制システムの構築を目指し、経営企画部をその担当部署とする。実際の運営にあたっては、関連会社管理規程に基づき、管理する。
- b 当行の経営企画部を担当する取締役は、グループ会社の営業活動および経営状況について、3か月に1回取締役会に対して報告するとともに、一定の要件に該当する事項については取締役会の承認を受けるものとする。
- c 当行は、関連会社管理規程において、グループ各社の年度業務計画、業務実績、財務状況について、当行の経営企画部への定期的な報告を義務づける。また、当行は、当行の経営企画部担当取締役およびグループ各社の代表取締役が出席する関連会社定例会議を定期的に開催し、当該会議において、グループ各社の業務実績その他の重要な事象について報告を受ける。

- d 当行のグループ各社の業務に係るリスクについては、統合的リスク管理規程および各リスク管理規程に基づき、当行の経営企画部リスク統括室および関連部署が把握、管理する。また、当行の経営企画部リスク統括室は、グループ全体のリスク管理を統括部署として、必要に応じて、グループ各社に対する指導・助言を行い、適切なリスク管理態勢を整備・確立する。
- e 当行は、グループ各社の自主性を尊重しつつ、合理的な範囲において当行における規定および体制をグループ各社に準拠させることなどにより、グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- f 当行は、グループ各社に対し、法令遵守については当行に準じた運営を行うよう管理・指導し、コンプライアンス・マニュアルの整備およびコンプライアンス・プログラムの策定・実施を促す。また、当行のコンプライアンス統括部は、グループ各社におけるコンプライアンス・プログラムの実施状況をモニタリングするとともに、グループ各社のコンプライアンス担当取締役に対して法令遵守に関する指導を行う。
- g 当行の監査部は、グループ各社に対してコンプライアンス監査を含む内部監査を実施し、監査結果を監査部担当の取締役および監査役に報告する。また監査部を担当する取締役は、監査結果を取締役会に対して報告する。
- h 当行のコンプライアンス統括部および経営管理部に「あきぎんヘルプライン」窓口を設置し、グループ各社職員による法令違反の疑義ある行為等の通報を可能とし、通報を受けた窓口はただちに通報事項を所管する取締役に対して報告を行う。
- i 前項の通報を行ったことを理由として、通報者に対して不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を当行およびグループ各社において周知徹底する。
- j 当行およびグループ各社は、財務報告の適正性・信頼性を確保するための内部管理態勢を整備する。

- (6) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役の意向を尊重し当行の職員を監査役を補助すべき使用人として指名することができる。
  - b 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指示、命令する権限は監査役に委譲されたものとし、取締役の指示、命令は受けないものとする。
- (7) 当行の取締役および使用人または子会社の取締役等および使用人もしくはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制ならびに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a 取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当行および当行グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「コンプライアンス相談窓口」または「あきぎんヘルプライン」による通報状況およびその内容をすみやかに報告する。
  - b 監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を当行およびグループ子会社において周知徹底する。
- (8) 当行の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項
- a 当行は、監査役職務の執行上必要と認める費用について、監査の実効を担保すべく予算を措置する。
  - b 緊急または臨時に支出した費用その他当該予算に含まれない費用については、監査役は事後的に当行に請求することができることとし、当該請求に係る費用または債務が監査役職務の執行に必要であると認める場合には、当行はこれを速やかに支払う。
- (9) その他当行の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- a 監査役は、代表取締役と会合を持ち、経営方針の確認、経営課題等のほか監査についての意見交換を行う。
  - b 監査役は、監査の実効性を確保するため、取締役、執行役員および監査部等の職員その他の者に対していつでも報告を求めることができる。
  - c 監査役は、重要な意思決定や取締役職務の執行状況を把握するため、取締役会をはじめとする重要な会議に出席する。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

当行および子会社から成る企業集団が整備している内部統制システムの当事業年度の運用状況の概要は以下のとおりであります。

**(1) 当行の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

取締役会において決定したコンプライアンス・プログラムに基づき、情報事故防止態勢の強化等の重点的プログラムをはじめとする、コンプライアンスの充実・強化に向けた施策に取り組みました。また、コンプライアンス・プログラムの進捗状況やコンプライアンス・モニタリングの結果等をコンプライアンス関連報告として四半期ごとに取締役会へ報告しました。

**(2) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

年度ごとに策定するリスク管理計画のもと、リスクの状況（リスク量のモニタリング結果等）を四半期ごとに取締役会に報告しました。また、ALM委員会をはじめとする各種委員会を開催し、その結果を定期的に取締役会に報告しました。

**(3) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

定例取締役会を12回、臨時取締役会を2回開催しました。また、取締役会より委任を受けた事項を協議・決定する機関である「常務会」を85回開催し、権限委譲された事項を決定しました。

**(4) 当行およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

関連会社管理規程に基づき、関連会社定例会議を毎年1月と7月に開催するなど、グループ各社の状況を把握、管理しております。また、グループ各社の業況は、四半期ごとに取締役会に報告しました。

**(5) 当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

常勤監査役が常務会に出席し、非常勤を含むすべての監査役が取締役会に出席したほか、「監査役と代表取締役との意見交換」を年2回実施しました。また、監査役は随時、役職員に必要な情報を求めることが可能であり、役職員は監査役からの依頼に対して適切に対応しております。

## 8 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

## 9 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

## 10 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## 11 その他

該当事項はありません。









(単位：百万円)

| 科 目     |             | 金 額   |
|---------|-------------|-------|
| 特 別 利 益 | 資 産 処 分 益   | 15    |
| 特 別 利 益 | 損 失 処 分 損 失 | 124   |
| 固 定 資 産 | 減 価 償 却 損 失 | 64    |
| 固 定 資 産 | の 取 壊 損 失   | 59    |
| 特 別 利 益 | 純 利 益       | 5,691 |
| 引 当 金   | 引 当 金       | 135   |
| 法 人 税   | 法 人 税       | 1,053 |
| 法 人 税   | 法 人 税       | 1,189 |
| 法 人 税   | 法 人 税       | 4,502 |

## (平成29年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目                       | 金 額       |
|-------------------|-----------|---------------------------|-----------|
| (資産の部)            |           | (負債の部)                    |           |
| 現金預け金             | 302,307   | 預 金                       | 2,454,366 |
| コールローン及び買入手形      | 11,101    | 譲 渡 性 預 金                 | 137,365   |
| 買入金銭債権            | 11,082    | コールマネー及び売渡手形              | 30,085    |
| 商品有価証券            | 651       | 債券貸借取引受入担保金               | 102,680   |
| 有 価 証 券           | 975,224   | 借 用 金                     | 45,291    |
| 貸 出 金             | 1,636,780 | 外 国 為 替                   | 8         |
| 外 国 為 替           | 5,147     | そ の 他 負 債                 | 9,093     |
| そ の 他 資 産         | 19,242    | 役 員 賞 与 引 当 金             | 20        |
| 有 形 固 定 資 産       | 20,487    | 退 職 給 付 に 係 る 負 債         | 4,734     |
| 建 物               | 7,781     | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金         | 19        |
| 土 地               | 10,868    | 睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金     | 641       |
| 建 設 仮 勘 定         | 5         | 偶 発 損 失 引 当 金             | 633       |
| その他の有形固定資産        | 1,832     | 繰 延 税 金 負 債               | 10,528    |
| 無 形 固 定 資 産       | 1,399     | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債   | 1,643     |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 1,196     | 支 払 承 諾                   | 7,839     |
| その他の無形固定資産        | 203       | 負 債 の 部 合 計               | 2,804,953 |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産 | 2,261     | (純資産の部)                   |           |
| 繰 延 税 金 資 産       | 109       | 資 本 金                     | 14,100    |
| 支 払 承 諾 見 返       | 7,839     | 資 本 剰 余 金                 | 6,271     |
| 貸 倒 引 当 金         | △13,424   | 利 益 剰 余 金                 | 115,214   |
| 投 資 損 失 引 当 金     | △0        | 自 己 株 式                   | △515      |
|                   |           | 株 主 資 本 合 計               | 135,070   |
|                   |           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   | 32,776    |
|                   |           | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益             | △39       |
|                   |           | 土 地 再 評 価 差 額 金           | 3,073     |
|                   |           | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額   | △1,868    |
|                   |           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | 33,941    |
|                   |           | 新 株 予 約 権                 | 70        |
|                   |           | 非 支 配 株 主 持 分             | 6,176     |
|                   |           | 純 資 産 の 部 合 計             | 175,258   |
| 資 産 の 部 合 計       | 2,980,211 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計     | 2,980,211 |

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目              | 金 額    | 金 額    |
|------------------|--------|--------|
| 経常収益             |        | 47,450 |
| 資金運用収益           | 31,237 |        |
| 貸出金利             | 17,931 |        |
| 有価証券利息           | 12,534 |        |
| コールローン利息及び買入手形利息 | 566    |        |
| 買預金の受け先金利        | 0      |        |
| その他の受入利息         | 126    |        |
| 役務の取引等収益         | 78     |        |
| その他の経常収益         | 6,549  |        |
| 貸倒引当金戻入益         | 6,915  |        |
| 償還の他の債権の経常収益     | 2,748  |        |
| 経常費用             | 85     |        |
| 資金調達費用           | 3      |        |
| 預讓渡マネー借入金支払利息    | 2,658  |        |
| 経常費用             | 40,952 |        |
| 資金調達費用           | 2,710  |        |
| 預讓渡マネー借入金支払利息    | 892    |        |
| 債券貸借取引支払利息       | 79     |        |
| 借入金の支払利息         | 285    |        |
| その他の支払利息         | 623    |        |
| 役務の取引等費用         | 31     |        |
| その他の経常費用         | 798    |        |
| 役務の取引等費用         | 2,526  |        |
| その他の経常費用         | 10,537 |        |
| 経常費用             | 24,471 |        |
| 特別利益             | 705    |        |
| 特別利益             | 705    |        |
| 特別損失             |        | 6,498  |
| 特別損失             |        | 15     |
| 税金等調整前当期純利益      | 15     |        |
| 法人税、住民税及び事業税     | 66     |        |
| 法人税等調整額          | 59     |        |
| 法人税等合計           | 6,387  |        |
| 当期純利益            | 323    |        |
| 当期純利益            | 1,097  |        |
| 非支配株主に帰属する当期純利益  |        | 1,421  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益  |        | 4,966  |
|                  |        | 224    |
|                  |        | 4,741  |

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社 秋田銀行  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 富 樫 健 一 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 黒 木 賢 治 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社秋田銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社 秋田銀行  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 富 樫 健 一 ㊞指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 黒 木 賢 治 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社秋田銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

## 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社秋田銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通をはかり、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および営業店において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席したほか、子会社の取締役および使用人等と意思疎通および情報交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた「内部統制システムに関する監査の実施基準」に準拠し、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
  - (1) 事業報告等の監査結果
    - 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
    - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
    - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果  
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
  - (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

株式会社 秋田銀行 監査役会

|       |           |
|-------|-----------|
| 常勤監査役 | 大 淵 宏 見 ㊟ |
| 常勤監査役 | 小 野 秀 人 ㊟ |
| 監 査 役 | 西 村 紀一郎 ㊟ |
| 監 査 役 | 北 嶋 正 ㊟   |

(注) 監査役 西村紀一郎および監査役 北嶋正は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

(以 上)

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1 期末配当に関する事項

第114期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金3円50銭

総額628,221,279円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金7円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年6月29日

#### 2 別途積立金の積立に関する事項

剰余金の処分につきましては、財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,000,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

## 第2号議案 株式併合の件

### 1 株式併合を必要とする理由

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一するための取組を推進しております。

当行は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当行株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更することとし、併せて、当行株式の投資単位を全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を実施するものであります。

### 2 併合する株式の種類および割合

当行普通株式について、10株を1株の割合で併合いたします。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

### 3 株式併合が効力を生じる日

平成29年10月1日

### 4 効力発生日における発行可能株式総数

6,874万5千5百株

### 5 その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じま

す。  
(注) 株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様のご所有の当行株式の資産価値に変動はありません。



### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1 変更の理由

第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、株式併合の割合（10分の1）に合わせて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第6条を変更するとともに、当行株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更するため現行定款第8条を変更するものであります。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力を生じる旨の附則第1条を設け、当該効力発生日をもって本附則第1条を削除するものといたします。

また、平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、補欠監査役の選任決議に関する規定である現行定款第32条第1項の根拠条文の項数が変更となりましたので、所要の変更を行うものであります。

#### 2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

#### 現行定款・変更案対照表

(注) 1 変更を要する条文のみを掲げました。

2 \_\_\_\_\_を表示した箇所が変更部分を示します。

| 現 行 定 款                                                  | 変 更 案                                                   |
|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| (発行可能株式総数)<br>第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>6億8,745万5千株</u> とする。 | (発行可能株式総数)<br>第6条 当銀行の発行可能株式総数は <u>6,874万5千5百株</u> とする。 |
| (単元株式数)<br>第8条 当銀行の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。            | (単元株式数)<br>第8条 当銀行の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。             |

| 現 行 定 款                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(補欠の監査役)</p> <p>第32条 会社法第329条第2項に基づく補欠の監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> | <p>(補欠の監査役)</p> <p>第32条 会社法第329条第3項に基づく補欠の監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                                         | <p>附 則</p> <p>第1条 第6条(発行可能株式総数)および第8条(単元株式数)の変更は、平成29年10月1日をもって効力を生じるものとし、効力発生日をもって本附則を削除する。</p>                                     |

第4号議案 取締役11名選任の件

現任の取締役全員（10名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

また、社外取締役1名が逝去により任期途中で退任されましたので、社外取締役3名を含む取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

取 締 役 候 補 者

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                            | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当銀行の株式の数 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1     | <p>みなと や たか お<br/>湊屋 隆夫<br/>(昭和26年9月25日)<br/>再任</p>                                                                                                                                                                                                                                     | <p>昭和50年4月 当銀行入行<br/>平成9年6月 同 本店営業部次長兼外国為替課長<br/>平成11年2月 同 仙台支店長<br/>平成13年6月 同 取締役審査部長兼企業経営支援室長<br/>平成17年6月 同 取締役執行役員営業本部長兼営業支援部長<br/>平成19年6月 同 常務取締役<br/>平成21年6月 同 代表取締役専務<br/>平成23年6月 同 代表取締役専務営業本部長<br/>平成25年6月 同 代表取締役頭取（現任）</p>         | 35,402株      |
|       | <p>《取締役候補者とした理由》<br/>候補者は、経営企画、営業推進、有価証券運用、融資審査等の銀行業務全般にわたる豊富な経験により各分野の専門能力を有するとともに、営業店長を経験するなど幅広い業務に精通しております。平成25年6月の頭取就任以降、中長期的な経営ビジョンを掲げるとともに経営課題に基づき、課題克服とともに成長のための戦略を策定し、その推進を指揮しております。当行グループの経営を牽引してきた実績により、引き続き経営を監督していくとともに、当行の持続的な発展に寄与することができると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものです。</p> |                                                                                                                                                                                                                                              |              |
| 2     | <p>あら や あき ひろ<br/>新谷 明弘<br/>(昭和30年2月9日)<br/>再任</p>                                                                                                                                                                                                                                      | <p>昭和52年4月 当銀行入行<br/>平成11年4月 同 人事部次長<br/>平成14年3月 同 県庁支店長<br/>平成17年6月 同 執行役員本店営業部長<br/>平成19年6月 同 取締役執行役員経営企画部長兼広報室長<br/>平成22年5月 同 常務取締役経営企画部長兼広報室長兼コンプライアンス統括部長<br/>平成23年6月 同 常務取締役事務本部長<br/>平成25年6月 同 代表取締役専務<br/>平成28年6月 同 代表取締役副頭取（現任）</p> | 28,000株      |
|       | <p>《取締役候補者とした理由》<br/>候補者は、経営企画、リスク管理、人事等の業務について豊富な経験を有するとともに、営業店長を経験するなど銀行業務に対して幅広く精通しております。平成28年6月に代表取締役副頭取に就任し、頭取と共同し当行グループの経営を牽引しております。これらの実績により、引き続き経営を監督していくとともに、当行の持続的な発展に寄与することができると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものです。</p>                                                               |                                                                                                                                                                                                                                              |              |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                           | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                     | 所有する当銀行の株式の数 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 3     | ささきとしゆき<br>佐々木 利 幸<br>(昭和34年5月16日)<br>再任                                                                                                                                                                               | 昭和57年4月 当銀行入行<br>平成12年3月 同 営業統括部部長代理<br>平成16年3月 同 秋田支店長<br>平成18年6月 同 郡山支店長<br>平成21年6月 同 東京支店長兼東京事務所長<br>平成23年6月 同 執行役員本店営業部長<br>平成25年6月 同 取締役執行役員本店営業部長<br>平成26年6月 同 取締役執行役員経営企画部長兼広報CSR室長<br>平成27年6月 同 常務取締役事務本部長 (現任) | 19,000株      |
|       | 《取締役候補者とした理由》<br>候補者は、豊富な業務執行の経験と実績に基づき、平成27年6月に常務取締役事務本部長に就任、事務本部長のほか審査部門を統括し、事務リスク管理態勢の強化をはかるとともに、不良債権の縮減、各種再生手法の活用による大口不良債権の圧縮に取り組んできました。これらの経験や見識を活かし、引き続き経営を監督していくとともに、当行の持続的な発展に寄与できると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものです。 |                                                                                                                                                                                                                         |              |
| 4     | たかだまさゆき<br>高田 眞 干<br>(昭和33年10月24日)<br>再任                                                                                                                                                                               | 昭和57年4月 当銀行入行<br>平成19年3月 同 牛島支店長<br>平成21年6月 同 郡山支店長<br>平成23年6月 同 東京支店長兼東京事務所長<br>平成24年6月 同 執行役員東京支店長兼東京事務所長<br>平成25年6月 同 執行役員地区統括役員 (雄平地区)<br>平成26年6月 同 取締役執行役員営業副本部長<br>平成27年6月 同 常務取締役営業本部長 (現任)                      | 18,000株      |
|       | 《取締役候補者とした理由》<br>候補者は、豊富な業務遂行の経験と実績に基づき、平成27年6月に常務取締役に就任、営業本部長として当行の業績向上に貢献するとともに、県内各地公体との連携、再生可能エネルギーや医療介護事業者への事業化支援など、県内の産業育成に取り組んできました。これらの経験や見識を活かし、引き続き経営を監督していくとともに、当行の持続的な発展に寄与できると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものです。   |                                                                                                                                                                                                                         |              |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                      | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当銀行の株式の数 |
|-------|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 5     | <p>く どう たかのり<br/>工藤孝徳<br/>(昭和36年1月22日)<br/>再任</p> | <p>昭和58年4月 当銀行入行<br/>平成17年4月 同 経営企画部次長<br/>平成18年4月 同 新潟支店長<br/>平成20年6月 同 証券国際部長<br/>平成22年6月 同 証券国際部長兼海外ビジネスサポート室長<br/>平成23年6月 同 執行役員経営企画部長兼広報CSR室長<br/>平成25年6月 同 取締役執行役員営業副本部長兼地域サポート部長<br/>平成26年6月 同 取締役執行役員審査部長兼企業経営支援室長 (現任)</p> | 14,000株      |
|       |                                                   | <p>《取締役候補者とした理由》<br/>候補者は、平成25年6月に取締役に就任、地域サポート部長および審査部長を務め、これまで高いリーダーシップを発揮してきました。これらの経験や見識を活かし、引き続き経営を監督していくとともに、当行の持続的な発展に寄与することができるかと判断し、取締役候補者として選任をお願いするものです。</p>                                                             |              |
| 6     | <p>はん だ なお き<br/>半田直樹<br/>(昭和35年1月29日)<br/>再任</p> | <p>昭和57年4月 当銀行入行<br/>平成14年3月 同 本店営業部得意先課長<br/>平成17年4月 同 釧路支店長<br/>平成20年3月 同 能代駅前支店長<br/>平成22年6月 同 審査部次長<br/>平成23年6月 同 証券国際部長兼海外ビジネスサポート室長<br/>平成26年6月 同 執行役員本店・八橋エリア統括本店営業部長<br/>平成28年6月 同 取締役執行役員経営企画部長兼広報CSR室長 (現任)</p>           | 14,100株      |
|       |                                                   | <p>《取締役候補者とした理由》<br/>候補者は、平成28年6月に取締役に就任、経営企画部長として当行の経営全般にわたる企画部門の部長として課題解決に取り組んできました。これらの経験や見識を活かし、引き続き経営を監督していくとともに、当行の持続的な発展に寄与することができるかと判断し、取締役候補者として選任をお願いするものです。</p>                                                          |              |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                              | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当銀行の株式の数 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 7     | かとう たかし<br>加藤 尊<br>(昭和35年5月9日)<br>新任                                                                                                                                      | 昭和58年4月 当銀行入行<br>平成15年3月 同 東京支店次長<br>平成17年4月 同 本店営業部部长代理兼渉外課長<br>平成19年4月 同 本店営業部部长代理兼融資課長<br>平成20年3月 同 大館駅前支店長<br>平成23年6月 同 営業企画部長<br>平成25年6月 同 東京支店長兼東京事務所長<br>平成26年6月 同 執行役員東京支店長兼東京事務所長<br>平成27年6月 同 執行役員大曲南エリア統括大曲支店長兼リテール営業部大曲パーソナルプラザ統括長(現任) | 7,000株       |
|       | 《取締役候補者とした理由》<br>候補者は、平成26年6月に執行役員に就任、大曲南エリア統括大曲支店長を委任され、仙北地区における地区統括者としてリーダーシップを発揮してきました。これらの経験や見識を活かし、経営を監督していくとともに、当行の持続的な発展に寄与することができると判断し、新たに取締役候補者として選任をお願いするものです。  |                                                                                                                                                                                                                                                    |              |
| 8     | つちや まさと<br>土谷 真人<br>(昭和37年11月7日)<br>新任                                                                                                                                    | 昭和61年4月 当銀行入行<br>平成19年3月 同 田代支店長<br>平成21年6月 同 牛島支店長<br>平成23年6月 同 秋田東エリア統括秋田東中央支店長<br>平成26年6月 同 執行役員地域サポート部長<br>平成29年4月 同 執行役員地域サポート部長兼公務室長(現任)                                                                                                     | 4,000株       |
|       | 《取締役候補者とした理由》<br>候補者は、平成26年6月に執行役員に就任、地域サポート部長として地域活性化に向けた様々な事業の責任者として企画力とリーダーシップを発揮してきました。これらの経験や見識を活かし、経営を監督していくとともに、当行の持続的な発展に寄与することができると判断し、新たに取締役候補者として選任をお願いするものです。 |                                                                                                                                                                                                                                                    |              |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                | 所有する当銀行の株式の数 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 9     | <p>とよ ぐち ゆう いち<br/>豊 口 祐 一<br/>(昭和15年11月25日)<br/>再任<br/>社外取締役候補者<br/>独立役員</p>                                                                                                                                                                                                                | <p>昭和47年 4月 弁護士登録<br/>昭和48年 8月 豊口法律事務所所長(現任)<br/>昭和48年10月 秋田家裁・秋田簡裁調停委員<br/>昭和62年 7月 秋田県収用委員会会長<br/>平成元年 3月 秋田弁護士会会長<br/>平成元年 4月 日本弁護士連合会理事<br/>平成元年 5月 東北弁護士連合会副会長<br/>平成17年 6月 当銀行監査役<br/>平成26年 6月 同 取締役(現任)</p> | 17,000株      |
|       | <p>《社外取締役候補者とした理由》<br/>候補者は、弁護士としての専門的な知識と経験に加え、秋田県収用委員会会長、秋田弁護士会会長等の要職を務められてきた経験に基づき、独立役員として、客観的、公正かつ中立的な立場から意見をいただき、取締役会の機能の充実に努めてこられました。引き続き、専門的な知見を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画いただくため、社外取締役候補者として選任をお願いするものです。なお、同候補者は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> |                                                                                                                                                                                                                    |              |
| 10    | <p>もろ はし まさ ひろ<br/>諸 橋 正 弘<br/>(昭和22年4月22日)<br/>再任<br/>社外取締役候補者<br/>独立役員</p>                                                                                                                                                                                                                 | <p>昭和57年 9月 秋田酒類製造株式会社入社<br/>平成 8年 9月 同 常務取締役営業部長<br/>平成13年 8月 同 代表取締役社長<br/>平成24年 8月 同 非常勤取締役(現任)<br/>平成27年 6月 当銀行取締役(現任)</p>                                                                                     | 41,000株      |
|       | <p>《社外取締役候補者とした理由》<br/>候補者は、県内を代表する製造業の代表取締役社長を長年にわたり務められ、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立役員として客観的、公正かつ中立的な立場から意見をいただき、取締役会の機能の充実に努めてこられました。引き続き、専門的な知見を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画する能力を有していると判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものです。</p>                                                                  |                                                                                                                                                                                                                    |              |



| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                             | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当銀行の株式の数 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 11    | <p>つじ よし ゆき<br/>辻 良 之<br/>(昭和31年7月2日)<br/>新任<br/>社外取締役候補者</p>                                                                                                                                                                            | <p>昭和61年12月 秋田いすゞ自動車株式会社 取締役<br/>平成11年6月 同 取締役副社長<br/>平成14年4月 辻兵商事株式会社 代表取締役社長 (現任)<br/>平成14年6月 辻不動産株式会社 代表取締役社長 (現任)<br/>平成16年5月 秋田いすゞ自動車株式会社 代表取締役社長 (現任)<br/>平成20年12月 株式会社アテック 代表取締役会長 (現任)<br/>平成23年6月 コマツ秋田株式会社 代表取締役会長 (現任)<br/>平成23年6月 秋田総合リース株式会社 代表取締役会長 (現任)<br/>平成26年11月 秋田ゼロックス株式会社 代表取締役副会長 (現任)<br/>平成27年3月 ロイヤルモーター株式会社 代表取締役会長 (現任)<br/>平成28年11月 秋田商工会議所 副会頭 (現任)</p> | 5,393株       |
|       | <p>《社外取締役候補者とした理由》<br/>候補者は、県内を代表する企業グループのトップを長年にわたり務められているほか、秋田商工会議所副会頭はじめ業界団体等の要職を務めておられます。企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびに各種分野における幅広い見識に基づき、当行取締役会に対して助言・提言いただけることが期待されるとともに、客観的な立場から経営を監視し重要な意思決定に参画していただくべく、新たに社外取締役候補者として選任をお願いするものです。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |              |

- (注) 1. 辻良之氏は、秋田いすゞ自動車株式会社、辻兵商事株式会社、辻不動産株式会社、株式会社アテック、コマツ秋田株式会社、秋田総合リース株式会社、秋田ゼロックス株式会社およびロイヤルモーター株式会社の代表取締役であり、各社および同氏と当行との間には通常の金融取引があります。その他の取締役候補者と当行との間に、特別の利害関係はありません。
2. 豊口祐一氏、諸橋正弘氏および辻良之氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当行は、豊口祐一氏および諸橋正弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合には、当行は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
4. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
- (1) 豊口祐一氏は現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。
- (2) 諸橋正弘氏は現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
5. 社外取締役との責任限定契約について  
当行は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。  
社外取締役候補者の豊口祐一氏および諸橋正弘氏は、当行との間で責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合は同様の契約を継続する予定であります。また、社外取締役候補者の辻良之氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。  
当行と社外取締役との間の責任限定契約の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度とする。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
6. 取締役候補者の当行における地位および担当につきましては15頁も併せてご覧ください。

(以 上)



## インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1 インターネットによる議決権行使について

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当行の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によってはご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成29年6月27日（火曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2 インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

### 3 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

(1) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 4 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

### 5 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、当該議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

#### **<インターネットによる議決権行使のシステム等に関するお問い合わせ>**

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（フリーダイヤル）

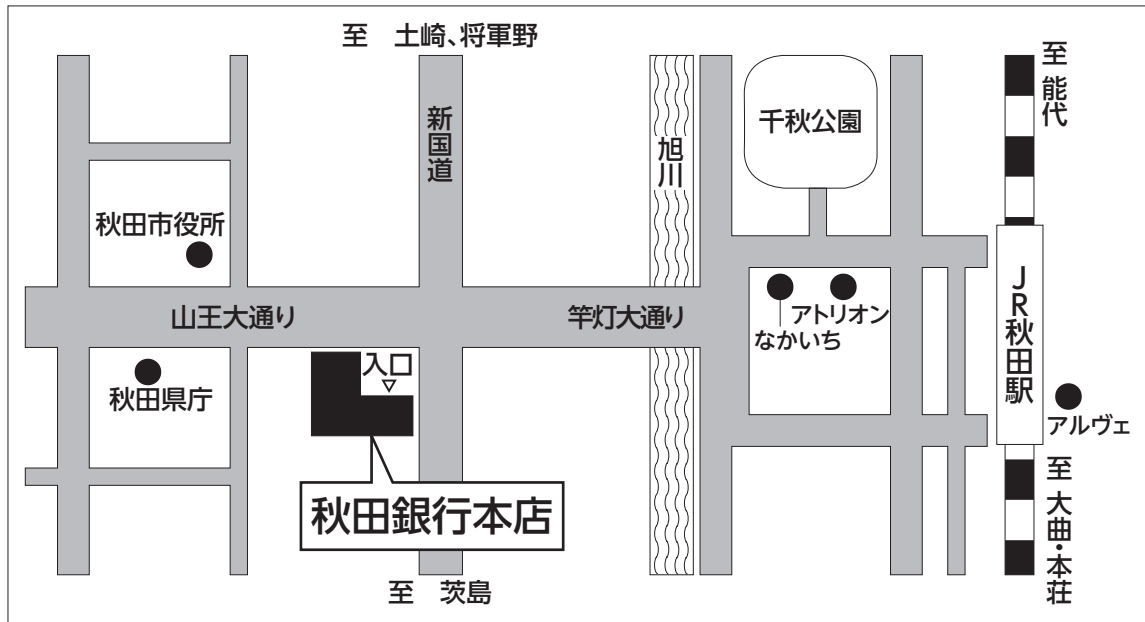
受付時間 9：00～21：00

(以 上)

## 株主総会会場ご案内略図

会 場 秋田市山王三丁目2番1号  
秋田銀行本店10階大会議室

電 話 (018) 863-1212 (代表)



【お願い】 駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。